

## 朝倉市賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃借料における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

農地の区分		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田畑別	区分					
田	平坦地区	9,000	15,200	4,100	187	※1 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。 ※2 借賃が物納の貸借については、1俵あたり 11,000円で計算しています。 ※3 田には水稻・麦・大豆を作付けしている筆を対象としています。 ※4 畑には樹園地を含み、施設園芸・果樹・植木等の金額を含めて算出しています。 ※5 データ数は集計に用いた筆数です。  注)この賃借料情報は、実際に締結された賃借料の集計値であり、賃借料を決定するための目安として提供するものであるため拘束力はありません。 実際の契約の際には、貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してく
	山間地区	8,100	13,000	3,000	58	
	ほ場整備	10,200	16,500	3,100	702	
畑	平坦地区	10,900	25,000	5,200	72	
	山間地区	10,400	15,000	6,200	6	